

協議第7号

建設関係事業の取扱いについて

- 1 都市計画審議会については、合併時に稲沢市に統一する。委員の選出方法については、新市において調整する。
- 2 都市計画区域及び用途地域については、新市移行後も現行のとおりとする。
- 3 各種建設関係事業については、新市建設計画等に基づき計画的に実施するものとする。
- 4 民間木造住宅耐震診断改修費補助事業については、合併時に稲沢市の制度に統一する。
- 5 公営住宅管理事務については、公営住宅法及び地方自治法に基づき現行のとおりとする。
- 6 建築基準法に関する事務については、合併時に稲沢市の制度に統一する。
- 7 現市道・町道については新市に引き継ぐ。なお、道路認定基準については、合併時に稲沢市の基準に統一する。
- 8 占用料については、合併時に稲沢市の制度に統一する。
- 9 稲沢市の実施している材料支給制度及び中島郡平和町の実施している道水路補助制度については、合併時に廃止する。

平成16年3月13日提出

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会

会 長 服 部 幸 道

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容（案）

協定項目	2 5 - 2 1 建設関係事業の取扱い
調整の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画審議会については、合併時に稲沢市に統一する。委員の選出方法については、新市において調整する。 2 都市計画区域及び用途地域については、新市移行後も現行のとおりとする。 3 各種建設関係事業については、新市建設計画等に基づき計画的に実施するものとする。 4 民間木造住宅耐震診断改修費補助事業については、合併時に稲沢市の制度に統一する。 5 公営住宅管理事務については、公営住宅法及び地方自治法に基づき現行のとおりとする。 6 建築基準法に関する事務については、合併時に稲沢市の制度に統一する。 7 現市道・町道については新市に引き継ぐ。なお、道路認定基準については、合併時に稲沢市の基準に統一する。 8 占用料については、合併時に稲沢市の制度に統一する。 9 稲沢市の実施している材料支給制度及び中島郡平和町の実施している道水路補助制度については、合併時に廃止する。

【提案理由】

建設関係事業については、新市の速やかな一体性の確保を念頭に、従来からの経緯、実情を考慮し、行政格差を生じさせないように留意する必要があるためである。

建設関係事業の使用料については、負担の公平性の原則に基づき、制度の統一を図る必要があるためである。なお、公営住宅の家賃については、設置根拠法の異なる施設間に配慮する必要があるためである。

建設関係事業の補助金等については、その目的及び効果に即した適正な水準に統一する必要があるためである。なお、材料支給制度及び道水路補助制度については、事業実施の実績等を勘案し、制度の見直しを行うものである。

【現況】

項目	稲 沢 市	祖 父 江 町	平 和 町	調整方針																																														
都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画審議委員 15名 市議会議員 7名 学識経験者 6名 関係行政機関代表 2名 委員報酬 <ul style="list-style-type: none"> 会長 9,300円(日額) 委員 9,300円(日額) 委員の任期 2年(H17.10.22) 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画審議会委員 10名 町議会議員 4名 学識経験者 4名 地域代表 2名 委員報酬 <ul style="list-style-type: none"> 会長 13,900円(年額) 委員 13,900円(年額) 委員の任期 2年(H16.3.31) 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画審議会委員 9名 町議会議員 4名 学識経験者 4名 関係行政機関代表 1名 委員報酬 <ul style="list-style-type: none"> 会長 4,700円(日額) 委員 4,100円(日額) 委員の任期 1年(H16.3.31) 	都市計画審議会については、合併時に稲沢市に統一する。委員の選出方法については、新市において調整する。																																														
都市計画の区域	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域 4,835ha 市街化区域 661ha 市街化調整区域 4,174ha 用途地区 <table border="1"> <tr><td>第1種低層住居専用地域</td><td>4ha</td></tr> <tr><td>第1種中高層住居専用地域</td><td>98ha</td></tr> <tr><td>第2種中高層住居専用地域</td><td>127ha</td></tr> <tr><td>第1種住居地域</td><td>184ha</td></tr> <tr><td>第2種住居地域</td><td>7ha</td></tr> <tr><td>準住居地域</td><td>30ha</td></tr> <tr><td>近隣商業地域</td><td>47ha</td></tr> <tr><td>商業地域</td><td>35ha</td></tr> <tr><td>準工業地域</td><td>106ha</td></tr> <tr><td>工業地域</td><td>1ha</td></tr> <tr><td>工業専用地域</td><td>22ha</td></tr> </table> 防火及び準防火地域 <ul style="list-style-type: none"> 防火地域 25ha 準防火地域 110ha 都市計画図等のコピー代 10円/枚 市街化区域等証明事務手数料 200円/件 	第1種低層住居専用地域	4ha	第1種中高層住居専用地域	98ha	第2種中高層住居専用地域	127ha	第1種住居地域	184ha	第2種住居地域	7ha	準住居地域	30ha	近隣商業地域	47ha	商業地域	35ha	準工業地域	106ha	工業地域	1ha	工業専用地域	22ha	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域 2,212ha 市街化区域 147ha 市街化調整区域 2,065ha 用途地区 <table border="1"> <tr><td>第1種低層住居専用地域</td><td>2ha</td></tr> <tr><td>第1種中高層住居専用地域</td><td>14ha</td></tr> <tr><td>第1種住居地域</td><td>79ha</td></tr> <tr><td>準住居地域</td><td>3ha</td></tr> <tr><td>近隣商業地域</td><td>10ha</td></tr> <tr><td>工業地域</td><td>39ha</td></tr> </table> 防火及び準防火地域 <ul style="list-style-type: none"> 準防火地域 10ha 都市計画図等の複写証明手数料 200円/枚 市街化区域等証明事務手数料 200円/件 	第1種低層住居専用地域	2ha	第1種中高層住居専用地域	14ha	第1種住居地域	79ha	準住居地域	3ha	近隣商業地域	10ha	工業地域	39ha	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域 883ha 市街化区域 90ha 市街化調整区域 793ha 用途地区 <table border="1"> <tr><td>第1種低層住居専用地域</td><td>4ha</td></tr> <tr><td>第1種中高層住居専用地域</td><td>3ha</td></tr> <tr><td>第1種住居地域</td><td>20ha</td></tr> <tr><td>近隣商業地域</td><td>2ha</td></tr> <tr><td>準工業地域</td><td>46ha</td></tr> <tr><td>工業地域</td><td>15ha</td></tr> </table> 防火及び準防火地域 <ul style="list-style-type: none"> 準防火地域 2ha 都市計画図等のコピー代 10円/枚 市街化区域等証明事務手数料 200円/件 	第1種低層住居専用地域	4ha	第1種中高層住居専用地域	3ha	第1種住居地域	20ha	近隣商業地域	2ha	準工業地域	46ha	工業地域	15ha	都市計画区域及び用途地域については、新市移行後も現行のとおりとする。 都市計画図等のコピーは、稲沢市及び中島郡平和町の制度に統一する。 市街化区域等証明事務手数料は、現行のとおりとする。
第1種低層住居専用地域	4ha																																																	
第1種中高層住居専用地域	98ha																																																	
第2種中高層住居専用地域	127ha																																																	
第1種住居地域	184ha																																																	
第2種住居地域	7ha																																																	
準住居地域	30ha																																																	
近隣商業地域	47ha																																																	
商業地域	35ha																																																	
準工業地域	106ha																																																	
工業地域	1ha																																																	
工業専用地域	22ha																																																	
第1種低層住居専用地域	2ha																																																	
第1種中高層住居専用地域	14ha																																																	
第1種住居地域	79ha																																																	
準住居地域	3ha																																																	
近隣商業地域	10ha																																																	
工業地域	39ha																																																	
第1種低層住居専用地域	4ha																																																	
第1種中高層住居専用地域	3ha																																																	
第1種住居地域	20ha																																																	
近隣商業地域	2ha																																																	
準工業地域	46ha																																																	
工業地域	15ha																																																	

項目	稲 沢 市	祖 父 江 町	平 和 町	調整方針
地区計画	<ul style="list-style-type: none"> 地区計画策定状況 <ul style="list-style-type: none"> 緑町 33.7ha (H6.10) 幸町 6.1ha (H6.10) 緑町ニュータウン 3.9ha (H6.10) 国府宮 35.2ha (H6.12) 稲沢駅東 63.5ha (H11.8) 朝府 6.5ha (H6.10) 計6地区 148.7ha 	<ul style="list-style-type: none"> 該当なし 	<ul style="list-style-type: none"> 地区計画策定状況 <ul style="list-style-type: none"> 須ヶ脇地区 1.8ha (H8.5) 古川新田地区 1.4ha (H13.5) 杵上地区 0.5ha (H13.5) 古川新田地区及び杵上地区は、整備方針のみの地区計画策定 	地区計画については現計画を引き継ぎ、合併後、新市において調整する。
生産緑地	<ul style="list-style-type: none"> 生産緑地指定・解除・決定 123 団地、15.0ha 市街化区域 661ha に対する割合 2.2% 生産緑地買取申出 1・2 件/年 生産緑地区域内相続税納税猶予証明 証明手数料 200 円/件 	<ul style="list-style-type: none"> 該当なし 	<ul style="list-style-type: none"> 該当なし 	生産緑地については、合併時に稲沢市の制度に統一する。 1 市 2 町の統一に伴い、速やかに手続きを行う。
公園管理	<ul style="list-style-type: none"> 公園台帳整備 平成 14 年 3 月に整備済 公園維持管理 <ul style="list-style-type: none"> 整備済都市公園 31 箇所 <ul style="list-style-type: none"> 地区公園 1 箇所 4.04ha 近隣公園 2 箇所 2.43ha 街区公園 28 箇所 8.12ha 整備済広場、小公園 6 箇所 0.52ha 公園敷地の借地 3,628 m² <ul style="list-style-type: none"> 借地料 10,518,000 円 (稲沢公園、北山北自由広場、北山自由広場、福島自由広場) 公園占用等許可 使用料 <ul style="list-style-type: none"> 公園施設を設ける場合 1 m² 1 年につき 2,200 円 公園施設を管理する場合 1 m² 1 年につき 3,400 円 電柱その他これらに類するもの及 	<ul style="list-style-type: none"> 公園台帳整備 平成 16 年に整備予定 公園維持管理 <ul style="list-style-type: none"> 整備済(一部)都市公園 1 箇所 <ul style="list-style-type: none"> 運動公園 1 箇所 1.40ha 整備済街区公園 6 箇所 0.84ha 公園敷地の借地 なし 公園占用等許可 使用料 <ul style="list-style-type: none"> 公園施設を設け又は管理する場合 1 m² 1 年につき 祖父江町使用料徴収条例の規定により算出した額 電柱その他これらに類するもの及 	<ul style="list-style-type: none"> 公園台帳整備 平成 13 年 3 月に整備済 公園維持管理 <ul style="list-style-type: none"> 整備済都市公園 4 箇所 <ul style="list-style-type: none"> 街区公園 4 箇所 1.42ha 整備済街区公園 1 箇所 0.23ha 公園敷地の借地 20,400 m² <ul style="list-style-type: none"> 借上料 12,485,000 円 (5 公園該当) 公園占用等許可 使用料は全公園なし 	公園占用等は、合併時に稲沢市の制度に統一する。

項目	稲 沢 市	祖 父 江 町	平 和 町	調整方針
	<p>び公衆電話所 1本(個)1年につき 稲沢市道路占用料条例第2条に 規定する額</p> <p>業として写真の撮影のために使用 する場合 1人1日につき 440円</p> <p>業として映画の撮影のために使用 する場合 1件1日につき 4,400円</p> <p>興行、競技会、集会、展示会、博 覧会その他これらに類する催しの ために使用する場合 1㎡1日につき 6円</p> <p>・有料公園使用料 稲沢公園 電気施設 1時間 210円 奥田公園 テニスコート 1コート2時間 420円 照明施設 1コート1時間 420円</p>	<p>び公衆電話所 1本(個)1年につき 祖父江町使用料徴収条例の規定 により算出した額</p> <p>撮影、興行、競技会、集会、展示 会、博覧会その他これらに類する 催しのために使用する場合 1㎡1日につき 祖父江町使用料徴収条例の規定 により算出した額</p> <p>・有料公園使用許可 該当なし</p> <p>・サンドフェスタ 開催 10月第1日曜日(予定) 負担金 7,000,000円(祖父江砂丘実 行委員会)</p>	<p>・有料公園使用許可 該当なし</p>	<p>有料公園は、現行のとおり新 市に引き継ぐ</p> <p>サンドフェスタは、現行のと おり新市に引き継ぐ</p>
緑化事業	<p>・みどりの少年団 清水みどりの少年団 団員数 16名(小学生5・6年生) 県助成金 50,000円 市助成金 71,000円 年2回の研修への随伴</p> <p>・保存樹助成金 幹回り 1.5m以上の樹木 1,500円 214本 面積 1,000㎡以上の樹木</p>	<p>・みどりの少年団 該当なし</p> <p>・保存樹助成金 制度なし</p>	<p>・みどりの少年団 該当なし</p> <p>・保存樹助成金 制度なし</p>	<p>緑化事業の各種助成金等につ いては、合併時に稲沢市の制 度に統一する。</p>

項目	稲 沢 市	祖 父 江 町	平 和 町	調整方針
	<p>5,000円 81箇所 年末に現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生垣設置助成金 公道に面して延長2m以上、0.9m以上高さの生垣を設置したものに 対し助成。 新設 60,000円限度額 既存のブロック塀等を取壊し設置 80,000円限度額 ・緑地計画協議 事業所面積1,000㎡以上は6%以上、 中高層住宅15戸以上は10%以上の 緑地を義務付け。 建築物の指導要綱の協議に合わせて 指導。 年間受理件数 8件 	<ul style="list-style-type: none"> ・生垣設置助成金 制度なし ・緑地計画協議 該当なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・生垣設置助成金 制度なし ・緑化計画協議 該当なし 	
民間木造住宅耐震改修費補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・民間木造住宅耐震診断改修費補助金 補助の対象 ア 無料耐震診断の総合判定が0.7未 満と診断された住宅で総合判定を 1.0以上とする改修工事 イ (財)愛知県建築住宅センターに よる診断の得点が60点未満と診 断された住宅で総合判定を1.0以 上とする改修工事 補助の対象経費 耐震改修工事費、設計及び補強計 画に要する費用 補助金の額 1棟当たり60万円を限度 実施予定棟数 全体 125棟 H15 5棟、H16 40棟 H17 40棟、H18 40棟 			<p>民間木造住宅耐震改修費補助事業については、合併時に稲沢市の制度に統一する。</p> <p>受付窓口は、合併時に一元化をする。</p>

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
公営住宅管理事務	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅設置数 5団地 396戸 建設年度 昭和39年度～昭和56年度 設置根拠 公営住宅法 	<ul style="list-style-type: none"> 町営住宅設置数 2地区 18戸 (入居戸数 13戸) 建設年度 昭和28年度～昭和29年度 設置根拠 地方自治法 		<p>公営住宅管理事務については、公営住宅法及び地方自治法に基づき現行のとおりとする。</p> <p>受付窓口は、合併時に一元化する。</p>
建築基準法に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> 愛知県市町村建築行政事務処理要綱に伴う受付、進達事務(1から3号建築物) 限定特定行政庁 4号建築物の確認 建築主事 2名 確認業務、検査業務、監察事務等 手数料 現金納付(県手数料と同額) 手数料表 別紙 住宅金融公庫に関する事務 公庫との業務委託契約、協定。 設計審査、現場審査 定期報告 	<ul style="list-style-type: none"> 愛知県市町村建築行政事務処理要綱に伴う受付、進達事務(1から4号建築物) 特定行政庁は愛知県知事 	<ul style="list-style-type: none"> 愛知県市町村建築行政事務処理要綱に伴う受付、進達事務(1から4号建築物) 特定行政庁は愛知県知事 	<p>建築基準法に関する事務については、合併時に稲沢市の制度に統一する。</p> <p>受付窓口は、合併時に一元化する。</p>
道路の認定等	<ul style="list-style-type: none"> 道路認定 道路認定基準に基づき精査し、道水路協議会に諮り決定している 認定状況 4,194路線 1,041,001m 稲沢市道路認定基準 <ul style="list-style-type: none"> 幅員4m以上で一般の交通の用に供する道路で権原のある道路 権原の取得が見込まれる道路については道路に起点および終点が国県道又は市道と連絡している道路又は起点終点のいずれかが国県道に連絡していない道路の場合は車両の転回に支障のない半径6m以上の回転空を有する道路 土地区画整理法および土地改良法に基づき築造された道路 	<ul style="list-style-type: none"> 道路認定 町道路認定及び廃道維持管理規程定、寄附採納及び町道維持補修工事等の内規に基づき決定している 認定状況 2,610路線 501,651.55m 町道認定、寄附採納及び町道維持補修工事等の内規 1.町道認定基準 (1)有効幅員1.5m以上で行き止まりでない道路。 但し、里道及び土地改良事業で完成したものは除く。 (2)「都市計画法」又は「町宅地開発事業等に関する指導要綱」により帰属等する道路はこれによる。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路認定 道路認定については、特に基準は設けていない 認定状況 789路線 174,323m 	<p>現市道・町道については新市に引き継ぐ。なお、道路認定基準については、合併時に稲沢市の基準に統一する。</p>

項目	稲 沢 市	祖 父 江 町	平 和 町	調整方針
	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第 29 条の開発行為に伴う道路で第 32 条の規定による公共施設の管理者の同意を得た道路でかつ舗装工事及び側溝工事等が完了した道路 			
道水路占用等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路占用 稲沢市道路管理規則による道路占用許可基準 あり 占用料及び減免の規定 別紙 ・道路占用連絡会議 開催 年 4 回程度 会員 稲沢消防署、稲沢中島広域事務組合水道事務所、稲沢警察署、一宮建設事務所、尾張農林水産事務所、N T T、中電、ガス、CATV 及び稲沢市 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路占用 祖父江町道路管理規則による道路占用許可基準 県のを準用 占用料及び減免の規定 別紙 ・道路占用連絡会議 なし 担当者レベルで調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路占用 平和町道路管理規則による道路占用許可基準 県のを準用 占用料、減免の規定 別紙 ・道路占用連絡会議 なし 担当者レベル調整 	<p>占用料については、合併時に稲沢市の制度に統一する。</p> <p>道路占用連絡会議については、合併時に稲沢市の例による。</p>
道水路補助	<ul style="list-style-type: none"> ・道水路補助 補助なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・道水路補助 補助なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・道水路補助 別紙参照 平成 14 年度補助実績 9 地区 	<p>道水路補助については、合併時に廃止する</p>
道水路等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・材料支給 地元区からの要望により側溝等の材料を支給 	<ul style="list-style-type: none"> ・材料支給 制度無し 	<ul style="list-style-type: none"> ・材料支給 制度無し（道水路補助規程で対応） 	<p>材料支給制度については、合併時に廃止する。</p>

別紙

稲 沢 市				祖 父 江 町				平 和 町																																																																																																											
手数料（建築基準法に関する事務）				手数料（建築基準法に関する事務）				手数料（建築基準法に関する事務）																																																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>確認申請手数料</th> <th>床面積</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円</td> <td>~30㎡以内</td> <td>4</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>9,000円</td> <td>~100㎡</td> <td>45</td> <td>405,000</td> </tr> <tr> <td>14,000円</td> <td>~200㎡</td> <td>66</td> <td>924,000</td> </tr> <tr> <td>19,000円</td> <td>~500㎡</td> <td>16</td> <td>304,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(小計)</td> <td>131</td> <td>1,653,000</td> </tr> <tr> <td colspan="4">計画変更確認手数料</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>床面積の1/2</td> <td>3</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>9,000円</td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(小計)</td> <td>3</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(合計)</td> <td>134</td> <td>1,668,000</td> </tr> <tr> <td colspan="4">工作物</td> </tr> <tr> <td colspan="2">確認申請手数料8,000円</td> <td>10</td> <td>80,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">確認申請手数料9,000円</td> <td>7</td> <td>63,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(合計)</td> <td>17</td> <td>143,000</td> </tr> <tr> <td colspan="4">検査手数料</td> </tr> <tr> <td colspan="2">完了検査 10,000円</td> <td>~30㎡以内</td> <td>2</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">12,000円</td> <td>~100㎡</td> <td>22</td> <td>264,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">16,000円</td> <td>~200㎡</td> <td>42</td> <td>672,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">22,000円</td> <td>~500㎡</td> <td>15</td> <td>330,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">完了検査(中間あり)</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">中間検査</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(合計)</td> <td>81</td> <td>1,286,000</td> </tr> <tr> <td colspan="4">許可申請手数料</td> </tr> <tr> <td colspan="2">120,000円</td> <td>3</td> <td>360,000</td> </tr> </tbody> </table>				確認申請手数料	床面積	件数	金額	5,000円	~30㎡以内	4	20,000	9,000円	~100㎡	45	405,000	14,000円	~200㎡	66	924,000	19,000円	~500㎡	16	304,000	(小計)		131	1,653,000	計画変更確認手数料				5,000円	床面積の1/2	3	15,000	9,000円		0	0	(小計)		3	15,000	(合計)		134	1,668,000	工作物				確認申請手数料8,000円		10	80,000	確認申請手数料9,000円		7	63,000	(合計)		17	143,000	検査手数料				完了検査 10,000円		~30㎡以内	2	20,000	12,000円		~100㎡	22	264,000	16,000円		~200㎡	42	672,000	22,000円		~500㎡	15	330,000	完了検査(中間あり)		0	0	中間検査		0	0	(合計)		81	1,286,000	許可申請手数料				120,000円		3	360,000	該当なし				該当なし			
確認申請手数料	床面積	件数	金額																																																																																																																
5,000円	~30㎡以内	4	20,000																																																																																																																
9,000円	~100㎡	45	405,000																																																																																																																
14,000円	~200㎡	66	924,000																																																																																																																
19,000円	~500㎡	16	304,000																																																																																																																
(小計)		131	1,653,000																																																																																																																
計画変更確認手数料																																																																																																																			
5,000円	床面積の1/2	3	15,000																																																																																																																
9,000円		0	0																																																																																																																
(小計)		3	15,000																																																																																																																
(合計)		134	1,668,000																																																																																																																
工作物																																																																																																																			
確認申請手数料8,000円		10	80,000																																																																																																																
確認申請手数料9,000円		7	63,000																																																																																																																
(合計)		17	143,000																																																																																																																
検査手数料																																																																																																																			
完了検査 10,000円		~30㎡以内	2	20,000																																																																																																															
12,000円		~100㎡	22	264,000																																																																																																															
16,000円		~200㎡	42	672,000																																																																																																															
22,000円		~500㎡	15	330,000																																																																																																															
完了検査(中間あり)		0	0																																																																																																																
中間検査		0	0																																																																																																																
(合計)		81	1,286,000																																																																																																																
許可申請手数料																																																																																																																			
120,000円		3	360,000																																																																																																																

道路占用料条例		(単位:円)			
占用物件	単位	占用料			
電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物	第1種電柱		1,200		
	第2種電柱		1,800		
	第3種電柱		2,500		
	第1種電話柱	1本につき1年	1,100		
	第2種電話柱		1,700		
	第3種電話柱		2,400		
	その他の柱類		82		
	変圧塔その他これらに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,600		
	郵便差出箱		690		
	広告塔	表示面積1㎡につき1年	3,700		
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき		11		
	地下電線その他地下に設ける線類		5		
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	810		
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	550		
	その他のもの	占用面積1㎡につき1年	1,600		
	水、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.1m未満のもの		55	
		外径が0.1m以上0.15m未満のもの		82	
		外径が0.15m以上0.2m未満のもの	長さ1mにつき1年	110	
		外径が0.2m以上0.4m未満のもの		220	
	外径が0.4m以上1.0m未満のもの			550	
外径が1.0m以上のもの			1,100		
鉄道、軌道その他これらに類する施設及び歩廊、雪よけその他これらに類する施設	占用面積1㎡につき1年		1,600		
	地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設	階数が1のもの	A × 0.003		
		階数が2のもの	A × 0.005		
		階数が3以上のもの	A × 0.006		
	上空に設ける通路		2,500		
	地下に設ける通路		1,200		
	その他のもの		1,600		
	露店、商品置場その他これらに類する施設	一時的に設けるもの	占用面積1㎡につき1日	37	
		露店等	その他のもの	占用面積1㎡につき1月	370
			看板(アーチであるものを除く)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月
看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	3,700	
		標識	1本につき1年	1,300	
旗ざお		一時的に設けるもの	1本につき1日	37	
		その他のもの	1本につき1月	370	
幕		一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	37	
		その他のもの	その面積1㎡につき1月	370	
アーチ		車道を横断するもの	1基につき1月	3,700	
	その他のもの		1,800		
工事用板垣、足場、詰所その他工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料	占用面積1㎡につき1月		370		
防火地域内の建築物を除去して、耐火建築物を建築する場合において必要となる仮設足場その他の仮設建築物	占用面積1㎡につき1月		160		

道路占用料条例		(単位:円)		
占用物件の種類	区分	単位	占用料	
電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物	第1種電柱	1本1年につき	1,100	
	第2種電柱	1本1年につき	1,700	
	第3種電柱	1本1年につき	2,300	
	第1種電話柱	1本1年につき	970	
	第2種電話柱	1本1年につき	1,600	
	第3種電話柱	1本1年につき	2,200	
	その他の柱類	1本1年につき	75	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1m1年につき	10	
	地下電線その他地下に設ける線類	長さ1m1年につき	5	
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	730	
変圧塔その他これらに類するもの及び公衆電話所	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡1年につき	500	
	変圧塔その他これらに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,500	
	郵便差出箱	1個1年につき	630	
	広告塔	表示面積1㎡1年につき	1,400	
	その他のもの	占用面積1㎡1年につき	1,500	
	水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.1m未満のもの	長さ1m1年につき	50
		外径が0.1m以上0.15m未満のもの	長さ1m1年につき	75
		外径が0.15m以上0.2m未満のもの	長さ1m1年につき	100
		外径が0.2m以上0.4m未満のもの	長さ1m1年につき	200
		外径が0.4m以上1m未満のもの	長さ1m1年につき	500
外径が1m以上のもの		長さ1m1年につき	1,000	
鉄道、軌道その他これらに類する施設及び歩廊、雪よけその他これらに類する施設	占用面積1㎡1年につき		1,500	
	地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設	地下街、階数が1のもの	占用面積1㎡1年につき	A × 0.003
		地下室、階数が2のもの	占用面積1㎡1年につき	A × 0.005
		通路、階数が3以上のもの	占用面積1㎡1年につき	A × 0.006
	上空に設ける通路		910	
	地下に設ける通路		460	
	その他のもの		1,500	
	露店、商品置場その他これらに類する施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡1日につき	14
	看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ	その他のもの	占用面積1㎡1月につき	140
		看板(アーチであるものを除く)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡1月につき
その他のもの			表示面積1㎡1年につき	1,400
標識		標識	1本1年につき	1,200
		旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本1日につき
パーキング・メーター、幕及びアーチ		その他のもの	1本1月につき	140
		幕(工事用施設であるものを除く)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡日につき
アーチ		その他のもの	その面積1㎡月につき	140
		車道を横断するもの	1基1月につき	1,400
その他のもの		1基1月につき	680	
工事用板垣、足場、詰所その他工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料	占用面積1㎡1月につき		140	
防火地域内の建築物を除去して、耐火建築物を建築する場合において必要となる仮設足場その他の仮設建築物	占用面積1㎡1月につき		150	

道路、公共物の管理に関する条例			(単位:円)
占・使用物件の種類	単位	占・使用料	
電柱			850
電話柱(電柱であるものを除く)	1本1年につき		310
街灯(電柱又は電話柱であるものを除く。)		260	
その他の柱類		560	
変圧塔その他これらに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき		790
郵便差出箱			310
広告塔	表面積1㎡1年につき		1,120
送電塔	占用面積1㎡1年につき		630
その他のもの	線類	長さ1m1年につき	63
	線類以外のもの	占用面積1㎡1年につき	790
ガス管、水道管、配水管その他これらに類するもの	長さ1m1年につき	外径が0.2m未満のもの	63
		外径が0.2m以上0.4m未満のもの	120
		外径が0.4m以上1.0m未満のもの	310
		外径が1.0m以上のもの	630
軌条類			630
歩廊、日履及び橋梁類	占用面積1㎡1年につき		790
上空又は地下に設ける道路(階数関係なし)			560
看板(アーチであるものを除く)	一時的なもの	表面積1㎡1年につき	110
	その他のもの	表面積1㎡1年につき	1,120
アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	1,120
	その他のもの		560
標識類	1本1年につき		630
工事用足場、建築用板垣、詰所、その他工事用材料置場	占用面積1㎡1年につき		110
仮設建築物			79

道水路補助
規定なし

道水路補助
規定なし

道水路補助		
事業区分	補助対象等	補助率
道路新設工事	幅員 3m 以上の道路を新設する事業	100 分の 40 以内
道路改良工事	幅員 3m 以上の道路の改良事業又は幅員 3m 以上に拡幅する改良事業	100 分の 30 以内
水路新設工事 又は水路改良 工事	国若しくは県の補助事業以外の水路新設事業又は水路改良事業。ただし、町長が必要と認めるときは、この限りでない。	100 分の 50 以内
舗装新設改良 工事	改良済の道路で幅員 3m 以上 4m 未満の舗装新設事業	100 分の 60 以内
	改良済の道路で幅員 4m 以上の舗装新設事業	100 分の 70 以内
通学通園用歩道新設工事	幅員 1m 以上の通学通園用歩道の新設事業	100 分の 30 以内
水路しゅんせつ 清掃	開きよ水路で幅員 1m 以上のもの	100 分の 25 以内
	暗きよ水路(ヒューム管、ボックスカルバート、U 型カルバートで施工されたもの)で人力施工が不可能なもの。ただし、原則として同一箇所における事業は、補助事業年度以降 3 箇年は補助対象としない。	100 分の 50 以内
道路側溝修繕 工事	幅員 3m 以上の道路の側溝(U 型側溝、L 型側溝)の修繕工事	100 分の 25 以内
管渠新設改良 工事	汚水を処理する幹線管渠等の新設又は改良工事	100 分の 50 以内